**富山常楽寺梅沢町墓地永代供養墓 使用約款**

第１条 （目的）

本永代供養墓使用約款（以下本約款という）は、宗教法人京都常楽寺支坊富山常楽寺が管理する梅沢町墓地（以下本墓地という）内に設置された永代供養墓の埋葬（永代供養墓内に使用者焼骨を収める）及び管理に関し、必要な事項を定め、その埋葬及び管理が適切に行われることを目的とする。

第２条 （使用資格）

永代供養墓の使用者（生前予約も含む）は、宗教・宗旨・宗派・国籍を問わず、本約款に従い、永代供養墓申込書並びに埋火葬許可証または改葬許可証を管理者に提出し、管理者の定める手続きを経て使用する事ができる。

第３条 （墓地の使用）

永代供養墓の使用者（以下使用者という）は、契約成立後から契約が解除されない限り、永代供養墓の使用に関する権利を有する。

２．使用者は、焼骨の埋葬その他永代供養墓本来の使用目的以外に永代供養墓の使用ができない。

３．使用者は、管理者の承諾を得ずに永代供養墓を使用する権利を本人以外に、継承・譲渡・転売させることはできない。

第４条 （永代供養墓の使用期間）

永代供養墓に埋葬された焼骨は、埋葬した年から最低３年間は骨壷として安置（永代供養墓内にて保管）し、期間経過後は、順次永代供養墓内にて合祀（永代供養墓内に埋葬されている使用者の焼骨と一緒にする事）の上、永久的に供養されるものとする。

なお、管理者は期間経過後に伴う合祀について、使用者の承諾を得ずに実施する事ができる。

第５条 （永代供養墓の使用承諾証）

使用者は本人もしくは申込者の冥加金納付後、永代供養墓の使用権を取得し、埋葬後その証として「永代供養墓埋葬証明書」（以下証明書という）または生前予約であれば「永代供養墓使用許可書」（以下許可書という）の交付をうけることができる。

なお、証明書および許可書を紛失した場合、所定の手続きを経て再交付を受ける事ができる。

第６条 （埋葬及び管理の実施）

管理者は、使用者の焼骨を、永代供養墓へ適切に埋葬及び供養並びに管理するものとする。また、永代供養墓の管理については、管理者がその責任を負うものとする

が、地震等の不可抗力の場合についてはこの限りではない。

なお、管理者は春秋のお彼岸月及びお盆月に、永代供養墓の埋葬者に対し合同供養を執り行うものとする。

第７条 （使用料）

使用者または申込者は、別に定める冥加金を永代供養墓の使用前に納付しなければならない。

なお、この冥加金は京都常楽寺再建資金に充当するものとする。

第８条 （埋葬の制限）

永代供養墓には、人骨（ペットの焼骨は不可）のみ埋葬できるものとする。

なお、埋葬業務は全て管理者にて行うものとする。

第９条 （埋葬・改葬の手続き）

使用者の焼骨を永代供養墓に埋葬及び改葬する場合、所管庁の発行する「埋火葬許可証」または「改葬許可証」を管理者に提出しなければならない。

なお、既に他の墓所にて埋葬されている焼骨を分骨又は改葬して永代供養墓に埋葬する場合、既に埋葬されている墓所管理者発行の「分骨（改葬）証明書」を、管理者へ提出しなければならないものとする。

第 10 条（永代供養墓使用に伴う記銘）

管理者は、使用権者の焼骨を埋葬後、２０日以内に所定の場所（永代供養墓過去帳）へ埋葬者法名、氏名等を記銘するものとする。

第 11 条（遺骨の返還）

埋葬された焼骨は、他の場所への改葬等の特別な理由がない限り返還しないものとする。ただし、埋葬より３年経過以降、焼骨が合祀された後には返還することはできない。

第 12 条（使用者等による契約の解除）

使用者は、以下の各項に該当する場合、書面をもっていつでも契約を解除することができるが、既に支払った冥加金の返還を請求することはできない。ただし、使用者が契約成立後１０日以内に、契約の解除を申し出た場合に限り、管理者は冥加金の全額を返還するものとする。

２．使用者の死亡により、第６条に規定する埋葬が適切に行われなかった場合に限り、使用者の親族は書面をもって契約を解除し、冥加金の返還を請求することができる。

３．第６条の規定により焼骨が永代供養墓に埋葬された場合、申込者や親族は契約を解除することができない。

第 13 条（管理者による契約の解除）

使用者が以下の行為を行った場合、管理者は使用者に通知の上、その使用権を取り消す事ができる

1. 使用者が他の使用者に対して迷惑をおよぼす行為をした場合
2. 使用者が本約款及び使用細則に違反した場合

なお、生前予約をし、上記使用権の取消しの際には、使用者は許可書を管理者へ返還するものとする。

第 14 条（住所等の変更届）

使用者は氏名及び本籍並びに住所を変更した場合、必ず管理者の指定する書類をもって遅滞なく届け出るものとする。

第 15 条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項については、法令の定め等による他、必要に応じて管理者が定めるものとする。

第 16 条（本約款の改定）

関係法令等の改正により本約款の改定が必要の場合、管理者は本約款を改正することができるものとする。